

「森林土木工事共通仕様書」改定の概要 (平成28年度6月以降(平成28年5月))

主な改定点は以下のとおり。

1 共通仕様書について

(1) 第1編 共通編

①第1章 総則

i. 1-1-11 監理技術者

建設業法施行令第2条の改正により、監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負金額が引き上げられたことに伴い改定するもの。

下請契約の合計が3,000万円以上 → 下請契約の合計が4,000万円以上

ii. 1-1-12 配置技術者等の適格性及び専任制等の確認

建設業法施行令第27条の改正により、主任(監理)技術者を専任で配置することが必要となる請負代金額が引き上げられたことに伴い改定するもの。

請負代金額が2,500万円以上 → 請負代金額が3,500万円以上